

令和6年度熊本県子ども会連合会登録 全国子ども会安全共済会加入及び諸様式等について

熊本県子ども会連合会登録費は300円（全国子ども会安全共済会費を含む）

対象：0歳から子ども会活動に関わる全ての大人（育成者・指導者）

※但し、就学前3年までの乳幼児が活動参加する場合は、共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（18歳以上）が同伴することが必要となります。安全共済は子ども会の活動計画に基づき1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動において生じた事故等に対して適用されます。

また、あらかじめ定められた行事計画を事前に届けなければなりませんので加入の際はご注意ください。

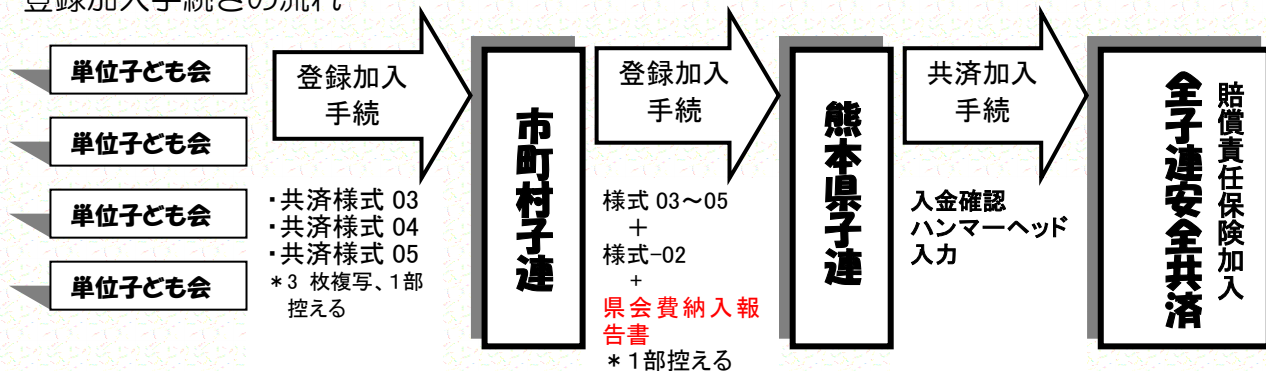
【定時登録加入】 ※ネット加入の場合、ネット加入様式を利用

- ① 3月31日までに、市町村子連組織において「共済契約申込書 共済様式01」（加入予定人数等）の**原本**を県子連へ提出
- ② 本年度は5月31日（金）までに、単子子ども会より提出のあった登録費（銀行口座へ振込）及び共済様式02、熊本県会費納入報告書（県納入報告書）、共済様式03、04、05をとりまとめ県子連へ提出
※①と②の手続きにより4月1日0時より安全共済の適用となる。（遡及期間）
5月31日までに掛金納入がない場合は効力を失効となります。
- ③ 6月以降の新規加入の場合は、単子連からの加入関係文書に共済様式02、県会費納入報告書を添付のうえ、登録手続きをしてください。

【追加登録加入】

※定時登録加入以降の追加加入は手続き完了日県子連口座入金後の翌日0時より共済適用となります。※ 行事の追加（行事の準備・練習等も）随時受付（FAX可）できます。

登録加入手続きの流れ



提出書類 ※加入5点セット ネット加入は、02、06様式での提出

- ① 共済様式02 共済加入書類送付案内兼加入状況報告書…（市町村子連作成）
- ② **熊本県会費納入報告書** …（市町村子連作成）
- ③ 共済様式03 加入申込書 …（単子作成・3枚複写）
- ④ 共済様式04 加入者名簿2 …（単子作成・3枚複写）
- ⑤ 共済様式05 年間行事計画 …（単子作成・3枚複写）

振込口座 肥後銀行・県庁支店（普通）1329539

口座名義 くまもとけんこどもかいれんごうかい かいちょう まるやまやすあき
熊本県子ども会連合会 会長 丸山康昭

住所 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 県教育庁社会教育課内
TEL096-383-9538 FAX096-383-9548

安全共済金申請（ケガ・疾病の場合）



「事故（ケガ・疾病）が起こったら必ず一報を！」

★ 被共済者（会員）は

- ① 子ども会活動中の事故によりケガ等にあつたら、共済様式 20「事故第一報報告書」に記入し、単位子ども会代表者へ提出してください。
※事故発生の日から **30 日以内**に県子連へ提出が必要です。

★ 単位子ども会代表者は

- ① 子ども会加入の対象者（名簿確認）であるか、また、子ども会活動中の事故（年間計画で届けてあるか）を確認して下さい。
- ② 記載内容の確認をし、市町村子連に提出してください。

★ 市町村子ども会は

- ① 共済様式 20「事故第一報報告書」に必要事項を記入し県子連へ FAXにて報告をお願いします。
県子連 FAX 096-383-9548
- ② 被害者（保護者）に病院及び調剤薬局にかかった医療点数の分かる医療領収書又は診療明細を必ず保管していただくようお願いして下さい。

「治療が終わりました。（治癒しました）」

※共済金支給日数制限（被害を受けた日より180日） **治癒より60日以内に申請をして下さい。**

○提出書類は 最新版を、その都度全子連HPからダウンロードして使用ください！

共済様式 21 「共済金請求書兼事故証明書」（死亡・後遺障害の場合は共済様式 25）

- ・医療費の内容のわかる医療領収書又は診療明細書（コピー可）を枚数に関係なく A4 版別紙に重ねず貼り付けて添付してください。
- ・振り込み金融機関は請求者個人の口座となります。記入漏れのないようご注意ください。
- ・治療の経過と状況は傷病名などできるだけ詳しくご記入ください。

注）保険適用外診療の医療機関にかかった場合は、共済金の対象となりませんのでご注意ください。

また、子ども会活動中以外の怪我や既往症で通院を継続されている医療機関に受診の場合は、本事故により被った怪我等の診療がわかる領収書または医療報告書が必要です。（※野球肘などは対象外となります）
柔道整復師（接骨院等）保険適用の場合は、共済様式 24「柔道整復施術報告書」を提出下さい。

・**医療点数のわかる医療領収書又は診療明細書がない場合は共済様式 23「医療報告書」**が必要です。

また、市町村の医療費免除などで医療領収書又は診療明細書がない場合も同様です。

また、医療報告書にかかる文書代は自己負担となりますのでご了承下さい。（25 年度変更）

共済様式 22 「個人情報取扱いについての同意書」

- ・共済金の請求にあたって医療機関に質問のある場合に必要となります。医療機関毎にご記入ください。2箇所の医療機関を受診した場合は 2 枚提出が必要です。

添付書類として

- ①「加入申込書（名簿）」（写）（単位子ども会全員分）
- ②「年間計画書」（写）

※その他の、「後遺障害」「死亡」「賠償責任保険」に関する申請は、別途申請書様式が必要ですので、
事故報告時にお問合せ下さい。 熊本県子ども会連合会 TEL 096-383-9538

全国子ども会安全共済会

項目	見舞金等給付内容																																													
負傷・疾病見舞金	<p>保険医療総額の30%</p> <p>ただし、日数制限と見舞金支給限度額を設ける。</p> <p>1. 日数制限：被害を受けた日より180日を限度とする。</p> <p>2. 見舞金支給限度額</p> <p>1) 下制限限：333点・1,000円以下の場合は支給しない。</p> <p>2) 上制限限：500,000円を超える場合は、500,000円を限度とし支給する</p>																																													
死亡見舞金	死亡見舞金6,000,000円																																													
後遺障害	<p>6,000,000円～70,000円</p> <p>後遺障害等級表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>金額</th> <th>等級</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>6,000,000円</td><td>9</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>5,300,000円</td><td>10</td><td>950,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>4,650,000円</td><td>11</td><td>700,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>4,000,000円</td><td>12</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>3,400,000円</td><td>13</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>2,800,000円</td><td>14</td><td>140,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>2,250,000円</td><td>15</td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,750,000円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>後遺障害等級表 後遺障害（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>金額（円）</th> <th>後遺障害（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6,000,000円</td> <td>両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能が失われたもの 神経系の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢を膝関節以上で失ったもの</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>70,000円</td> <td>まつげぶちの25%以上にわたってまつげはげを残すもの 1本以上の歯に補綴を加えたものまたは要するもの 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 男子の外貌に軽度の醜状を残すもの</td> </tr> </tbody> </table>	等級	金額	等級	金額	1	6,000,000円	9	1,300,000円	2	5,300,000円	10	950,000円	3	4,650,000円	11	700,000円	4	4,000,000円	12	450,000円	5	3,400,000円	13	260,000円	6	2,800,000円	14	140,000円	7	2,250,000円	15	70,000円	8	1,750,000円			等級	金額（円）	後遺障害（例）	1	6,000,000円	両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能が失われたもの 神経系の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢を膝関節以上で失ったもの	15	70,000円	まつげぶちの25%以上にわたってまつげはげを残すもの 1本以上の歯に補綴を加えたものまたは要するもの 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 男子の外貌に軽度の醜状を残すもの
等級	金額	等級	金額																																											
1	6,000,000円	9	1,300,000円																																											
2	5,300,000円	10	950,000円																																											
3	4,650,000円	11	700,000円																																											
4	4,000,000円	12	450,000円																																											
5	3,400,000円	13	260,000円																																											
6	2,800,000円	14	140,000円																																											
7	2,250,000円	15	70,000円																																											
8	1,750,000円																																													
等級	金額（円）	後遺障害（例）																																												
1	6,000,000円	両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能が失われたもの 神経系の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢を膝関節以上で失ったもの																																												
15	70,000円	まつげぶちの25%以上にわたってまつげはげを残すもの 1本以上の歯に補綴を加えたものまたは要するもの 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 男子の外貌に軽度の醜状を残すもの																																												
全国子ども会賠償責任保険	<p>保険金の種類</p> <p>① 損害賠償金 ② 損害防止軽減費用 ③ 応急手当費用 ④ 求償権保全費用 ⑤ 保険会社への協力費用 ⑥ 争訟費用</p> <p>契約金額（支払限度額）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体賠償 （対人）</td> <td>1名つき</td> <td>1億円</td> <td rowspan="2">※自己負担額：0円 （免責額）</td> </tr> <tr> <td>1事故につき</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>財物賠償 （対物）</td> <td>1事故につき</td> <td>200万</td> <td>※自己負担額：1,000円 （免責額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（抜粋ですので、詳細は賠償責任保険の案内等を参照下さい。）</p>	身体賠償 （対人）	1名つき	1億円	※自己負担額：0円 （免責額）	1事故につき	5億円	財物賠償 （対物）	1事故につき	200万	※自己負担額：1,000円 （免責額）																																			
身体賠償 （対人）	1名つき		1億円	※自己負担額：0円 （免責額）																																										
	1事故につき	5億円																																												
財物賠償 （対物）	1事故につき	200万	※自己負担額：1,000円 （免責額）																																											

※各種証明書（医療報告書等）の取り付けにかかる費用（文書代）は個人負担となります。

単位子ども会番号について（お願い）

加入申込書の上部にある、単位子ども会番号に関してのお願いです。

今後、全国的にデータを管理する為に活用していく予定です。

市町村子連においては、番号の振分と一覧のご提出をお願いすることになります。大変ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、設定をする場合は下記にご注意のうえお願いいたします。

○設定の内容は、9桁の番号を設定

上5桁が市町村の番号（下記一覧参照）

下4桁が市町村内の単位子ども会番号になります。

（例）八代市の場合

八代市番号（上5桁）・・・43202

子ども会番号（下4桁）・・・0001～9999

432020001～432029999 の間の番号を付与していただきます。

○今回新たに設定した番号を次年度からも引続き使用していきますので、脱退に関係なく順次付与してください。脱退の場合、空欄で残してください。

単位子ども会番号設置に伴う市町村コード一覧（上5ケタ）

NO	市町村名	コード(上5ケタ)
1	八代市	43202
2	人吉市	43203
3	荒尾市	43204
4	水俣市	43205
5	玉名市	43206
6	山鹿市	43208
7	菊池市	43210
8	宇土市	43211
9	上天草市	43212
10	宇城市	43213
11	阿蘇市	43214
12	天草市	43215
13	合志市	43216
14	下益城郡美里町	43348
15	玉名郡玉東町	43364
16	玉名郡南関町	43367
17	玉名郡長洲町	43368
18	玉名郡和水町	43369
19	菊池郡大津町	43403
20	菊池郡菊陽町	43404
21	阿蘇郡南小国町	43423
22	阿蘇郡小国町	43424

NO	市町村名	コード(上5ケタ)
23	阿蘇郡産山村	43425
24	阿蘇郡高森町	43428
25	阿蘇郡西原村	43432
26	阿蘇郡南阿蘇村	43433
27	上益城郡御船町	43441
28	上益城郡嘉島町	43442
29	上益城郡益城町	43443
30	上益城郡甲佐町	43444
31	上益城郡山都町	43447
32	八代郡氷川町	43468
33	葦北郡芦北町	43482
34	葦北郡津奈木町	43484
35	球磨郡錦町	43501
36	球磨郡多良木町	43505
37	球磨郡湯前町	43506
38	球磨郡水上村	43507
39	球磨郡相良村	43510
40	球磨郡五木村	43511
41	球磨郡山江村	43512
42	球磨郡球磨村	43513
43	球磨郡あさぎり町	43514
44	天草郡苓北町	43531